



市民課

環境衛生係 ☎・内線1069

## 野外焼却は原則禁止です

# 野

焼きによる煙や悪臭の苦情が寄せられています。野焼きは法律で原則禁止されています。小規模なたき火、どん

と焼き、農地管理のための枯草の焼却(風俗慣習

や宗教上の行事、農業など

を営むために

やむを得ない

もの)などは

一部除外され



ていますが、これらに該当する場合でも、火災の危険性があるものももちろんのこと、煙や悪臭で近隣の苦情の原因になるような焼却は行わないようにしてください。

やむを得ず焼却する場合でも、風向きや時間帯を考慮して、短時間で焼却を終了し、生活環境に悪影響を及ぼさないようにしてください。



詳細はこちら

## こんな場所に捨てないで 不法投棄は犯罪です

# 道

路や水路へのポイ捨て、山林や草むらなど人目につかない場所への不法投棄は、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金など厳しい罰則が定められている犯罪です。

市公衆衛生組合連合会では、不法投棄に対する監視の目を強化するため、各地区において定期的に不法投棄パトロールを実施しています。

また、市では不法投棄防止の看板を希望者に配布しています。

希望する場合は連絡してください。



詳細はこちら

## 生ごみは水切りしましょう 生ごみの80%は水分です

# 生

生ごみの約80パーセントは水分です。台所から出る生ごみをごみ袋に入れる前に水切りをしましょう。

三角コーナーに入れて一晩置いただけでも効果はありますが、三角コーナーからごみ袋に捨てる際には「ギュツ、ギュツ」と絞ってから捨ててください。



生ごみを手で絞ることに抵抗がある人は、水切り器や水切りネットを活用する方法もあります。

水切りを行うことにより、重量が軽くなり、ごみ出しが楽になるだけでなく、ごみ出し日までの保管中の悪臭抑制にもつながります。また、ごみの水分が少なくなることで処理コストが抑えられます。

少しでもごみを減らすために、生ごみは水切りをしてから捨てましょう。

[広告] この広告は、広告主の責任において市が掲載しているものです。広告の内容について市が推奨などをするものではありません。

耳鳴り、めまい、腰痛症、指・手先の関節変形の痛み、頭痛等 お困りの症状を御相談ください

## 漢方のあさひ薬局

御相談予約専用 携帯からもご利用できるようになりました!

☎0120-204077



本 店/八幡平市大更25-118-1(国道282号沿い) TEL.0195-75-2227  
西根中学校前店/八幡平市大更24-1-118(西根中学校前) TEL.0195-70-2311

<http://www.facebook.com/asahi.kanpou> <http://www.asahi-kanpou.com/>

